

飲食店等に対し営業時間の短縮を要請します ＜新型コロナウイルス変異株への緊急対策＞

岡山市北区の以下の地域内で、午後8時以降も、店舗敷地内で、客に飲食をさせる施設を営業している事業者の方に対し、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は、午前11時から午後7時まで）に短縮するよう要請します。

要請期間 令和3年5月3日(月)～令和3年5月16日(日)

要請内容 午前5時から午後8時までの営業時間短縮
(酒類の提供は、午前11時から午後7時まで)

対象施設 食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗
(テイクアウト、デリバリーは除く※)

※詳しくは県HP等でご確認ください <https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>

対象地域

岡山市北区の次の地域

表町1丁目、表町2丁目、
表町3丁目、幸町、
田町1丁目、田町2丁目、
中央町、磨屋町、
中山下1丁目、
中山下2丁目、錦町、
平和町、本町、
柳町1丁目、柳町2丁目



(出典: ©PASCO/©INCREMENT P/おかやま全県統合型GIS)

実地で働きかけを行いますので、ご協力ください。